

令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、カーボンニュートラル実現に向けた社会経済システム全体の変革を成長の機会として捉え、県内事業者のグリーントランスフォーメーションを推進し、脱炭素に向けた動きに遅れることなく、企業価値や競争力の向上につなげていくため、県内事業者が行う事業用自家消費型太陽光発電設備等の導入に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、当該事業者に対し、令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年10月14日環地域事発第2510141号。以下「国交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この交付要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。

(2) 蓄電池

充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 県内に本社又は事業所を有する中小企業者

(2) 県内に本社又は事業所を有する会社法（平成17年7月法律第86号）上の会社（前号に掲げるものを除く。）

2 前項（1）における中小企業者は次のとおりとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、別表1に規定する者

(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号に規定する事業協同組合、第6号に規定する企業組合及び第7号に規定する協業組合

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表2のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

2 国交付要綱で定める脱炭素先行地域又は重点加速化事業に採択された県内市町村において実施する事業で、事業内容が重複するものは補助対象外とする。

3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 補助対象事業は、県が実施する「中小企業等グリーントランスフォーメーション推進事業」においてGX推進アドバイザーが行う経営戦略の策定支援、省エネ最適化診断、省エネお助け隊の診断、省エネ診断拡充事業等のいずれかを受けて実施する取組であること。
- (2) 太陽光発電設備には発電電力量等の計測器を設置すること。
- (3) 整備する設備は、青森県内に設置すること。また、商用化され、導入実績がある設備とし、中古設備、リース設備及び第三者が所有する設備は含めないこと。
- (4) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

(交付申請)

第5 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 会社の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）
- (4) 定款の写し（個人事業主の場合は開業届）、法人の登記事項証明書
- (5) 直近2期分の確定申告書の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者が、補助事業と同一の内容で国の補助制度又は委託事業等と併願している場合は、補助金を交付しないものとする。

4 第1項及び第2項に規定する申請書類の提出は、郵送又は持参によるものとする。

(交付決定の通知)

第6 規則第4条第1項の規定による交付の決定は、交付決定通知書（第4号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の条件)

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分を変更する場合において、事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。ただし、別表2の内容に掲げるそれぞれの経費の20パーセント以内の減額については、この限りでない。
- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに事業遅延（事故）報告書（第7号様式）を知事に提出してその指示を受けること。

- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、事業年度の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。
- (5) 前号の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保管しておかなければならない。

（申請の取下げの期日）

第8 規則第7条第1項の規定による補助金交付申請の取下げの期日は、第6第1項に規定する通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

2 交付の申請の取下げは、交付申請取下書（第8号様式）を知事に提出して行うものとする。

（契約等）

第9 補助事業者は、補助事業を行うための売買、請負、その他の契約をする場合は、2者以上の見積りを徴取しなければならない。ただし、補助事業を行ううえで、2者以上の見積りを徴取することが困難又は不適當である場合は、その限りではない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、当該契約に係る書類の写しを知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置を講じるものとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、知事から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して知事からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（交付決定の取消し等）

第10 知事は、第7第2号に規定する補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第4条第1項の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、規則、本要綱又は規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

(3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(4) 補助事業者が、別紙「暴力団排除等に関する誓約及び同意事項」に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第3号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(実績報告)

第11 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い期日までに事業完了実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 実績報告書（第10号様式）

(2) 収支精算書（第11号様式）

(3) 補助対象経費に係る支払証拠書類及び第15第2項に定める財産管理台帳（第13号様式）の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12 知事は、第11第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第13 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第14 補助金の請求は、第12に規定する通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに補助金請求書（第12号様式）を知事に提出して行うものとする。

(財産の管理等)

第15 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、財産管理台帳（第13号様式）を備え管理しなけ

ればならない。

- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し（以下「処分」という。）ようとするとき処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第 16 取得財産等のうち、規則第 19 条第 4 号及び第 5 号の規定により処分の制限を受ける財産は、1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。
- 2 規則第 19 条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（事業効果の報告）

- 第 17 補助事業者は、補助事業の実施により導入した太陽光発電設備により発電した発電量、電力自家消費量及び自家消費割合等について、毎年度の事業実施結果として、各年 4 月 30 日までに、利用実績報告書（第 14 号様式）により報告しなければならない。なお、当該補助金の申請をもって、利用実績報告書（第 14 号様式）に記載の情報の一部について、県が広報に利用することを承諾したものとみなす。

（暴力団排除等に関する誓約及び同意）

- 第 18 補助事業者は、別紙「暴力団排除等に関する誓約及び同意事項」について補助金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 27 日から施行する。

別紙

暴力団排除等に関する誓約及び同意事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の内容について誓約及び同意いたします。この誓約及び同意が虚偽であり、又はこの誓約及び同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、又は組合等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる中小企業者、風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるものに該当しません。
- (6) 県民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納はありません。
- (7) 本補助金の申請内容全てに虚偽はありません。また、過去に補助金等の不正使用等事案がありません。
- (8) 同一内容で国・県・市町村等から助成を受けていません。
- (9) 補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者立ち合いのもと事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降を含む）や補助金の受給者に対し現地調査等を実施することに同意します。
- (10) 指導・助言を行う専門家等に対し、ヒアリングや現地調査を行うことがあることに同意します。

別表 1（第 3 関係）

業種	資本金基準	従業員基準
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他（ゴム製品製造業除く。）	3 億円以下	3 0 0 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	9 0 0 人以下
②卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
③小売業	5 千万円以下	5 0 人以下
④サービス業（以下を除く）	5 千万円以下	1 0 0 人以下
ソフトウェア業又は情報 処理サービス業	3 億円以下	3 0 0 人以下
旅館業	5 千万円以下	2 0 0 人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

別表 2（第 4 関係）

補助対象経費及び補助金の額等

区分	補助対象経費	補助金の額
太陽光発電設備	次の a から e までの全ての要件を満たす太陽光発電設備の導入に要する経費のうち、別表 2－2 に掲げる費目とする。 ただし、建材一体型設備及びソーラーカーポートは補助対象外とする。 a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）を全て遵守していることを確認すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、環境省の地域脱炭素移行・再エネ	補助対象経費の実支出額又は 500 万円のいずれか低い額以内の額 （ただし、下記の発電容量に応じた額を上限とする。） 中小企業者： 5 万円／kW （工事費込み・税抜き） 中小企業者以外： 2.5 万円／kW （工事費込み・税抜き）

	推進交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 (j) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 e 次の（a）又は（b）のいずれかを満たすこと (a) 需要家の敷地内に補助事業により導入する補助対象設備で発電する電力量の 50%以上を当該需要家を含む補助対象設備と同一県内の需要家が消費すること。 (b) 需要家の敷地外に補助事業により導入する補助対象設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。	
蓄電池	次の a から j までの全ての要件（ただし、蓄電池容量に応じて満たす必要がないものを除く。）を満たす蓄電池の導入に要する経費のうち、別表 2－2 に掲げる費目とする。 a 補助事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電す	補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額又は 5 3 0 万円のいずれか低い額以内の額（ただし、下記の蓄電池容量に応じた額（※1）の 3 分の 1 を上

るものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 【蓄電池容量（20kWh 以上）：d を満たすこと】 d 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 【蓄電池容量（20kWh 未満）：e～j の全てを満たすこと】 e 蓄電池パッケージ 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 f 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413 を参照すること） (b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 (c) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (d) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 (e) アフターサービス	限とする。） ※ 1 蓄電池容量（20kWh 未満）：14.1 万円/kWh（工事費込み・税抜き） 蓄電池容量（20kWh 以上）：16.0 万円/kWh（工事費込み・税抜き） 下記価格以下の蓄電システムとなるよう努めること。（※ 2） ※ 2 蓄電池容量（20kWh 未満）：12.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き） 蓄電池容量（20kWh 以上）：11.9 万円/kWh（工事費込み・税抜き）
---	--

	国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。 g 蓄電池部安全基準 JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。 h 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 i 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 j 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含まない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。	
--	---	--

別表 2 - 2 (第 4 関係)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。

	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

令和 年 月 日

青森県知事 殿

申請者
(住 所)
(名 称)
(代表者職氏名)

令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付申請書

令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金の交付を受けた
いので、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第3条第
1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
2 申請者の区分 ☐ 中小企業者 ☐ 中小企業者以外
3 交付申請者概要

会社等の概要	本社所在地： 資本金額： 従業員数： 業種：
事業実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
申請者連絡先	担当者所属・氏名 TEL： E-mail：
同意事項 ☐ に✓を入れて下さい ※同意しない場合は、 申請はできません	☐ 設備導入に係る情報発信等、県事業への協力に同意します。
添付書類 ☐ に✓を入れて下さい	☐ 事業計画書（第2号様式） ☐ 収支予算書（第3号様式） ☐ 会社の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等） ☐ 定款の写し（個人事業主は開業届）、法人の登記事項証明書 ☐ 直近2期分の確定申告書の写し ☐ 導入設備設置予定位置の平面図 ☐ 導入設備設置予定箇所現況写真 ☐ 導入設備のメーカーや仕様、能力等が確認できる資料（カタログ等） ☐ 見積書及び見積明細書の写し（原則2者以上の見積書） ☐ 工程表 ☐ 県税納税証明書（県税について未納額が無いことの証明書）の写し ☐ 省エネ診断等の結果又は申込に関する書類 ☐ その他必要な書類

第2号様式（第5関係）

事業計画書

1 補助事業に係る対象設備等

(1) 設置場所等 [需要家の敷地外に設置する場合、自営線により供給すること]		所在地： 事業所等名：	
(2) 設備概要			
太陽光発電設備			
太陽電池モジュール	公称最大出力合計	[kW]	
	型式（メーカー）		
パワーコンディショナー	定格出力合計	[kW]	
	型式（メーカー）		
年間発電量見込み		[kWh]（年間）	
蓄電池	蓄電容量	[kWh]	
	型式（メーカー）		
	台数	[台]	

2 実施計画

(1) 太陽光発電設備の導入効果

区分	①現行	②設備導入後 (見込み)	③導入効果 (①－②)
設備導入事業所の 年間電気消費量	[kWh]	[kWh]	[kWh]
二酸化炭素排出量	[t -CO2]	[t -CO2]	[t -CO2]

※二酸化炭素排出量は、環境省ホームページから電気事業者別排出係数一覧（令和7年提出用）を参照し、設備導入事業所の年間電気使用量に当該事業所の該当する排出係数を乗じて算出すること。

【環境省ホームページ（電気事業者別排出係数一覧（令和7年提出用））】

<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>

(2) 費用効率性

円

※太陽光発電設備の補助対象経費計（第3号様式 収支予算書 2 経費区分別内訳表）を二酸化炭素排出削減量（(1) ③）で除して算出すること。

(3) 自家消費割合

年間発電量見込 (①)	年間の電力自家消費量見込 (②)	自家消費割合 (②/①×100)
[kWh]	[kWh]	[%]

※補助事業により導入する発電設備で発電する電力量について記載すること。

第3号様式（第5関係）

収支予算書

1 総括表

(単位：円)

①補助事業に 要する経費 (税抜き) ※1	②補助対象経費 (税抜き) ※2	左の額の負担区分	
		③補助金額 ※3	④自己負担額 ※4 (①－③)

- ※1 当該事業を遂行するために必要な経費（実際に支払う金額）を税抜き価格で記入すること。
- ※2 補助事業に要する経費から補助対象とならない経費を除いた金額を税抜き価格で記入すること。
- ※3 補助対象経費に補助単価・補助率を乗じた金額を記入すること。ただし、補助金の額は補助限度額を超えないこと。なお、太陽光発電設備の補助金額は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方で計算すること。
- ※4 補助事業に要する経費から補助金額を引いた金額を記入すること。

2 経費区分別内訳表

(単位：円)

経費区分	経費区分	補助事業に 要する経費 (税抜き)	補助対象経費 (税抜き)	補助金額	積算根拠
太陽光 発電設備	工事費				
	設備費				
	業務費				
	事務費				
	計				
蓄電池	工事費				
	設備費				
	業務費				
	事務費				
	計				
合 計					

- ※ 別表3の補助対象経費のうち、該当するものについて記載すること。
- ※ 税抜き価格で記載すること。
- ※ 積算根拠は、別紙（任意様式）に記載すること。

第4号様式（第6関係）

青企支第 号
令和 年 月 日

補助事業者 殿

青森県知事

令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）（以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

（1）補助対象経費	円
（2）補助金交付決定額	円
- 3 補助事業者は、規則及び令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱で定めるところに従わなければならない。

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者
(住 所)
(名 称)
(代表者職氏名)

令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業
変更承認申請書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業について、下記のとおり変更したいので、令和7年度青森県事業者用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱第7第1号の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）変更の内容は、第2号様式、第3号様式に準じて変更前及び変更後が分かるように作成すること。

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者
(住 所)
(名 称)
(代表者職氏名)

令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱第7第2号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）
- 3 補助事業の遂行状況

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)

令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業
遅延（事故）報告書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業について、下記のとおり遅延（事故）があったので、令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱第7第3号の規定により、報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延（事故）の内容及び原因
- 4 遅延（事故）に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

円

（注）遅延（事故）の理由を立証する書類を添付すること。

第8号様式（第8関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

（住 所）

（名 称）

（代表者職氏名）

令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金
交付申請取下書

令和 年 月 日付け青企支第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度青森県事業
用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金について、下記の理由により交付の申請を
取り下げます。

記

取下げの理由

補助事業者
(住 所)
(名 称)
(代表者職氏名)

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業が完了したので、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 事業費 | 円 |
| 2 | 補助金額 | 円 |
| 3 | 添付書類 | |
| | ・実績報告書（第10号様式） | |
| | ・収支精算書（第11号様式） | |
| | ・財産管理台帳（第12号様式）の写し | |
| | ・補助対象経費（設備購入、設置工事等）の支払証拠書類（通帳等）の写し | |
| | ・補助対象経費（設備購入、設置工事等）の契約が確認できる書類（契約書等）の写し | |
| | ・補助対象経費（設備購入、設置工事等）の内訳が確認できる書類（明細書等）の写し | |
| | ・導入設備設置位置の平面図 | |
| | ・導入設備設置箇所現況写真（全体、標識、導入設備、型番などの写真） | |
| | ・その他必要な書類 | |

第 10 号様式（第 11 関係）

実績報告書

1 補助事業に係る対象設備等

(1) 設置場所等 [需要家の敷地外に設置する場合、自営線により供給すること]		所在地：	
		事業所等名：	
(2) 設備概要			
太陽光発電設備			
太陽電池モジュール	公称最大出力合計	[kW]	
	型式（メーカー）		
パワーコンディショナー	定格出力合計	[kW]	
	型式（メーカー）		
年間発電量見込み		[kWh]（年間）	
蓄電池	蓄電容量	[kWh]	
	型式（メーカー）		
	台数	[台]	

2 事業の着手及び完了日

工事着工年月日	工事完了年月日	支払完了年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日

第 1 1 号様式（第 1 1 関係）

収支精算書

1 総括表

(単位：円)

①補助事業に 要する経費 (税抜き) ※ 1	②補助対象経費 (税抜き) ※ 2	左の額の負担区分	
		③補助金額 ※ 3	④自己負担額 ※ 4 (①－③)
()	()	()	()

※ 1 当該事業を遂行するために必要な経費（実際に支払った金額）を税抜き価格で記入すること。

※ 2 補助事業に要する経費から補助対象とならない経費を除いた金額を税抜き価格で記入すること。

※ 3 補助対象経費に補助単価・補助率を乗じた金額を記入すること。ただし、補助金の額は補助限度額を超えないこと。なお、太陽光発電設備の補助金額は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方で計算すること。

※ 4 補助事業に要する経費から補助金額を引いた金額を記入すること。

表中 () 内には交付申請書記載の予算額を記入し、その下段に実績額を記入すること。

2 経費区分別内訳表

(単位：円)

区分	経費区分	補助事業に 要する経費 (税抜き)	補助対象経費 (税抜き)	補助金額	積算根拠
太陽光 発電設備	工事費	()	()		
	設備費	()	()		
	業務費	()	()		
	事務費	()	()		
	計	()	()	()	
蓄電池	工事費	()	()		
	設備費	()	()		
	業務費	()	()		
	事務費	()	()		
	計	()	()	()	
合 計					

※ 別表 3 の補助対象経費のうち、該当するものについて記載すること。

※ 税抜き価格で記載すること。

※ 積算根拠は、別紙（任意様式）に記載すること。

表中 () 内には交付申請書記載の予算額を記入し、その下段に実績額を記入すること。

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)

令和 7 年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金
請求書

令和 年 月 日付け青企支第 号で交付決定の通知を受けた令和 7 年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第 1 4 の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 補助確定額 | 円 |
| 3 今回請求額 | 円 |

振込先口座

金融機関

銀行

支店

普通・当座の別

普通 ・ 当座

口座番号

口座名義

(フリガナ)

第 1 3 号様式（第 1 5 関係）

財産管理台帳

名称	規格	数量	取得 年月日	取得等 金額	経費の負担区分			処分制限期間		処分の状況		保管場所	備考
					県補助金	自己 資金	その他	耐用 年数	処分制限 年 月 日	承認 年月日	処分の 内容		
				円	円	円	円						

- 注 1 「処分制限年月日」欄には、処分制限の終期を記載すること。
- 2 「処分の内容」欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記載すること。
- 3 「備考」欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者等の名称並びに補助金返還額を記載すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間の欄及び処分の状況の欄を含んだ他の様式をもって財産管理台帳に替えることができること。

第 1 4 号様式（第 1 7 関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)

令和 7 年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金
利用実績報告書

令和 年 月 日付け青企支第 号で交付決定の通知を受けた令和 7 年度青森県
事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金による導入設備の利用実績について、
同補助金交付要綱第 1 7 の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 報告期間

年 月 ～ 年 月

2 太陽光発電設備の発電状況

発電量 (①)	電力自家消費量 (②)	自家消費割合 (②/①×100)
[kWh]	[kWh]	[%]

3 太陽光発電設備の導入効果

区分	①設備導入前 (申請時の数値)	②設備導入後	③導入効果 (①－②)
設備導入事業所の 年間電気消費量	[kWh]	[kWh]	[kWh]
二酸化炭素排出量	[t -CO2]	[t -CO2]	[t -CO2]

4 添付書類

- (1) 発電量を確認できる書類
- (2) 電力自家消費量を確認できる書類